

公用車（園児バス）の売却に係る入札説明書

かすみがうら市が使用していた公用車（園児バス）を入札により売却しますので、参加希望の方は、次の事項をご承知のうえ、ご参加ください。

1. 一般競争入札に付する売却物件概要

車名	日野
型式	P D G - X Z B 5 0 M
車台番号	X Z B 5 0 - 0 0 0 3 6 3 0
乗車定員	大人3人+幼児49人
総排気量	4. 0 0 L
初年度登録年月	平成21年2月
車番	土浦 200 は 325
総走行距離	154,964 km
自動車検定の有効期間	令和7年3月4日
自動車損害賠償責任保険の期限	令和7年3月16日
リサイクル料	納入済（20,640円）
最低売却価格	1,000,000円（税抜き）
装備品等	ノーマルタイヤ 一式
	ドライブレコーダー
	車内置き去り防止安全装置
備考	外装部に細かな擦傷、へこみがあります。 エアコン不調のため年2回ガス補充。 3ヶ月点検実施。（令和6年8月16日） エンジン警告灯が点灯する場合があります。

注1）総走行距離は令和6年11月1日現在の数値です。

2 入札参加資格

次のいずれか一つにでも該当する方は、入札に参加することができません。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、当該各号に該当する事実があった日から2年を経過していないもの
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていないもの
- ⑤ 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団の事務所又は活動の用に供しようとする者
- ⑥ 市税等を滞納している者
- ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し出がなされている者
- ⑧ 入札参加申込書などの提出書類に不備又は不正のある者

3 入札参加申込受付の期間及び場所

（1）提出期間

令和6年11月18日から令和6年11月29日まで

（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後4時までとする。）

（2）提出場所

かすみがうら市立第一保育所

（3）提出書類

- ① 入札参加申込書
- ② 住民票抄本（個人の場合）又は登記簿謄本（法人の場合）
- ③ 納税証明書その2（個人の場合は市税等。法人の場合は市税等、消費税及び地方消費税）又は非課税証明書
- ④ 身分証明書の写し（個人の場合に限る。（運転免許証など））
- ⑤ 誓約書
- ⑥ 委任状（代理人が入札に参加する場合）

※②については、発行後3か月以内のもの

※③については、最新のもの

（4）提出方法

提出書類等は、原則として持参するものとし、郵送による受付は行いません。また、不足書類がある場合や、受付期間終了後の受付は一切行いません。

(5) 入札参加者の決定

入札参加者の決定については、入札参加申込受付時に、参加申込書を確認し整ってれば、対象者に通知書と併せて入札時必要書類を直接お渡しいたします。

4 売却物件の公開

- (1) 日 時 令和6年11月18日から令和6年11月27日まで
 (ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後4時までとする。)

- (2) 場 所 かすみがうら市立第一保育所駐車スペース

※売却物件の見学を希望される方は事前に第一保育所

電話 029-897-0345までご連絡ください。

5 入札の執行日及び場所

- (1) 日 時 令和6年12月13日(金)午後2時
 (入札受付時間：午後1時30分から午後2時まで)

- (2) 場 所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 第4会議室(1階)
 (かすみがうら市上土田461番地)

6 開 札

- ① 開札は入札受付締切後直ちに入札者立会いの下で行います。
- ② 開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。

7 入札保証金

入札保証金は免除する。

8 落札者の決定

- ① 落札者は、開札した結果、予定価格以上の価格で、かつ、最高の価格を提示した者とします。
- ② 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きで落札者を決定します。(入札参加申込みの提出順からくじを引きます。抽選した数字の小さい者を落札候補者とします。)
- ③ 落札が無効となったときは、次順位の最高の価格を提示した者を落札者とします。

9 入札の無効

次のいずれか一つにでも該当する入札は無効とします。

- ① 入札参加資格がない者の入札
- ② 指定した日時までに入札書が到達しなかった場合

- ③ 入札価格が予定価格に達していない入札
- ④ 入札書を2通以上提出した場合のその全部の入札
- ⑤ 入札書の金額が訂正されている入札
- ⑥ 入札書の金額及び氏名を確認し難い入札
- ⑦ 入札書に記名押印がない入札
- ⑧ 入札書が鉛筆で書かれている入札
- ⑨ 入札にあたり不正行為があった者の入札
- ⑩ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- ⑪ 入札に関して担当職員の指示に従わなかった者の入札
- ⑫ 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反した入札

10 契約不履行

落札者が、落札決定の日から7日以内に売買契約を締結しない場合（市長が特に認める場合を除く。）は、その落札は無効とします。

11 契約に関する事項

(1) 契約保証金

- ① 落札者（契約の相手方）は、売買契約の締結時までに契約金額の100分の10に相当する金額（円未満切り上げ）を納付しなければなりません。
- ② 納付書は、入札終了後に落札者へ配付しますので、かすみがうら市指定金融機関又はかすみがうら市千代田庁舎会計課窓口もしくは霞ヶ浦庁舎税公金セルフ収納機で納付してください。
- ③ 契約保証金は、売払い代金の一部に充てることができます。
- ④ 売買代金を即時に納付する場合は、契約保証金を免除することができます。

(2) 契約書の作成及び売払い代金支払い方法

- ① 売買契約の締結は、市が作成する契約書により落札決定の日から7日以内に行うものとする。また、入札金額に消費税及びリサイクル料金を含めた売払い代金は、市の発行する納入通知書により、指定する期限まで（契約締結の日から30日以内）に納付しなければなりません。
- ② 期限までに納付されない場合は、契約を解除し、契約保証金は、本市に帰属します。

(3) 名義変更

名義変更は、売払い代金完納後、契約者が実施する。

(4) 車両の引渡し

納付が確認されたら、速やかに引渡しを行う。引渡し後、早急に自動車検査証の写し又は登録事項等証明書の写しを提出すること。

(5) 契約費用等の負担

売買契約書作成に要する印紙税、売払物件の名義変更に必要な費用、売払い代金完納後の公租公課その他の経費は、落札者の負担とします。

(6) 瑕疵担保責任

売払物件に隠れた瑕疵があっても、本市は一切の責任を負いません。

1 2 契約の無効

- (1) 前項の売払い代金が、市の発行する納入通知書により指定する期限までに一括で納付することができない場合は、その契約は無効とします。
- (2) 契約が無効となったときは、次順位の最高の価格を提示した者を契約者とします。
- (3) 期限までに納付されない場合は、契約を解除し、契約保証金は、本市に帰属します。

1 3 その他

地方自治法、地方自治法施行令、かすみがうら市契約規則、かすみがうら市普通財産売払事務取扱要綱、その他関係法令を遵守し、入札及び契約に関する事項を承諾の上、申し込みをしてください。